

19 呼出し設備

■ 基本的な考え方

呼出し設備は、主要な出入口付近に設け、障害者等の方々が利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

主要な外部出入口に、次に掲げる基準に適合する呼出し設備を設けるよう努めること。ただし、案内者が常駐する場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合については、この限りでない。

- 1 呼出し設備
 - ボタンの高さは、100cm程度とする。
 - 視覚障害者のために、点字の使用説明を設ける。

■ 誘導基準

- 1 呼出し設備等
 - インターホン等の呼出し設備は、玄関に常時案内者がいる場合を除き、玄関の外部の雨のかからない位置に次の基準を満たして設置することが望ましい。
 - (a)点字の使用説明を設けられた呼出し設備には、建物の略平面が浮かび上がった案内板を設ける。
 - (b)案内板を取りつけた壁面から 30cm離れた位置には、注意喚起用床材を敷設する。

呼出し設備の例

